

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日である)
の翌日

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の工事の完了（農村整備課）
保安林の指定の解除予定（森林保全課）
蒜山大山有料道路に係る岡山県管有料道路料金徴収条例
等の一部改正（道路課）
河川法の規定による二級河川の指定の一部改正（河川課）
都市計画の変更に係る図書の縦覧（二件）（都市計画課）
開発行為に関する工事の完了（四件）（〃）
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公 告 自衛官の募集（消防防災課）
改良普及員試験の実施（農業改良課）

告 示

鳥取県告示第五百六十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の
規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ
たので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	土地改良総合整備事業（一般）桜谷地区 農業用排水及び農道整備	平成四年十二月二十一日
〃	土地改良総合整備事業（一般）猪子地区 農道整備	平成五年二月二十六日
〃	土地改良総合整備事業（小規模排水）江 津地区区画整理	平成五年三月二十五日
〃	農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷） 地区区画整理	平成四年五月二十五日
〃	農村基盤総合整備事業意上地区農道整備	平成五年三月十日
〃	地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉 崎）地区農業用排水	平成三年十二月三十日
〃	地区再編農業構造改善事業津ノ井西（広 岡）地区農用地造成	平成四年三月十日
〃	地区再編農業構造改善事業津ノ井東（津 ノ井）地区暗きょ排水	平成五年三月十日
〃	地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉 崎）地区暗きょ排水	平成五年三月二十日
〃	第三期山村振興農林漁業対策事業有富地 地区区画整理	平成四年三月十五日

鳥取県告示第五百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字空大平ル九〇〇の二（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び国
府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十六の規
定に基づき蒜山大山有料道路の管理に関し鳥取県に適用されていた岡山県
営有料道路料金徴収条例等の一部を次のとおり改正した旨の通知があつた
ので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関す

る規約（昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号）第七条第三項の規
定により告示する。

なお、同条例等は、平成五年七月一日から鳥取県には適用されなくなる。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 岡山県営有料道路料金徴収条例の一部改正（平成五年七月一日から施
行）

岡山県営有料道路料金徴収条例（昭和四十五年岡山県条例第十七号）
の一部を次のように改正する。

別表の一の表中

鷺羽山有料道路	県道鷺羽山公園線のうち、倉敷市下津井吹上から 同市広江六丁目まで
蒜山大山有料道路	県道大山上福田線のうち、鳥取県日野郡江府町大 字御机から岡山県真庭郡川上村大字上福田まで
鷺羽山有料道路	県道鷺羽山公園線のうち、倉敷市下津井吹上から 同市広江六丁目まで

を

に改め、別表の二の表中

金額（通行一回当たり）	
鷺羽山有料道路	四六〇円
蒜山大山有料道路	四六〇円
一、六四〇円	七二〇円
三〇〇円	三〇〇円
五〇円	五〇円

を

金額（通行一回当たり）	
一、六四〇円	七二〇円
三〇〇円	三〇〇円
五〇円	五〇円

に改め、別表の三を次のように改める。

三 料金徴収期間

供用開始の日から二十五年間

二 岡山県管有料道路料金徴収条例施行規程の一部改正（平成五年七月一日から施行）

岡山県管有料道路料金徴収条例施行規程（昭和四十五年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「各号に掲げる有料道路の区分に従い、当該各号に定める」を削り、同項各号を次のように改める。

一 倉敷市菟池

二 倉敷市児島稗田町

三 倉敷市広江六丁目

第十条中「有料道路の」を「期間の」に改め、同条各号を次のように

改める。

- 一 三月一日から十一月三十日まで 午前八時から午後十時まで
- 二 その他の期間 午前八時から午後九時まで

鳥取県告示第五百七十二号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第十二号中亀谷川の項を次のように改める。

亀谷川	左岸 東伯郡大栄町大字西高尾字下野田九四六番地先 右岸 同町同大字西峯八四七番一八八地先	由良川への合流点
-----	-------------------------------------------------	----------

第十二号に次のように加える。

野田川	左岸 東伯郡大栄町大字上種字倉石谷六九七番地先 右岸 同町同大字同字七一一番三地先	亀谷川への合流点
高千穂川	左岸 東伯郡大栄町大字岩坪字野田平五六番二地先 右岸 同町同大字狼塚三六番地先	野田川への合流点

鳥取県告示第五百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・三・一号倉吉羽合線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

倉吉市大塚字広瀬、字ハゲ田、字大荒神及び字野島

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東伯都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路 三・四・一号保浦安線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

東伯町大字徳万字上込堂並びに大字下伊勢字谷田、字沁り田及び字

荒神下モ

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十一月三十日 鳥取県指令受都計三一第一四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市勝田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎三丁目一五―二五

三沢木材有限会社

代表取締役 三沢 進

鳥取県告示第五百七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年四月二十二日 鳥取県指令受都計三一第二二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字夜見境二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市葭津一一八六

友森俊之

鳥取県告示第五百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年四月二十八日 鳥取県指令受米土維第百三三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字小北濱添

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上福原一〇九三

濱澤義文

鳥取県告示第五百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年二月十六日 鳥取県指令受都計三―三第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字岩本字今伊勢及び大字本庄字穴イゴ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富一〇三三二一

岩美協同開発株式会社

代表取締役 小谷藤吉

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

平成五年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年六月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成五年六月三十日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 第四十回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につ

SP.

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年六月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	アラポーパッション	株式会社平和
"	弾丸物語	"
"	大吉くん	"
"	アップルタウン	"
"	てっか娘	"
"	CR・パレリーナ	"

〃	夢心地	〃
〃	ナンパ大作戦II	奥村遊機株式会社
〃	CRエンペラー	〃
〃	CRエンペラーII	〃
〃	ホーム・グラフィ	〃
〃	エア・メール	〃
〃	ピヨソピヨソ丸	〃
〃	CRエクスパレス	〃

公 告

自衛隊法（昭和28年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成5年度第2次自衛官募集を次のとおり実施する。

平成5年6月29日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

2 募集期間

- (1) 男子 平成5年7月1日から同年9月30日まで
- (2) 女子 平成5年8月2日から同年9月30日まで

3 試験期日

- (1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (2) 女子 平成5年10月7日（木）

4 試験場

- (1) 男子
ア 鳥取市鏡治町18—3 自衛隊鳥取地方連絡部
イ 倉吉市山根540 パーナルビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

ウ 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

- (2) 女子

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

5 試験種目

- (1) 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）
 - (2) 身体検査
 - (3) 適性検査
 - (4) 口述試験
- 6 受験資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものであること。

7 採用予定月

- (1) 男子 平成5年11月並びに平成6年2月及び3月
- (2) 女子 平成6年3月

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成5年6月29日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 試験の期日
平成5年10月19日（火）及び同月20日（水）
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の方法
(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
(2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養及び農業又は家政についての専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	基礎選択項目	専 門 選 択 項 目
教育概論	農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物生理 土壤肥料 微生物学 生物化学 食品化学及び食品加工 畜産 家畜衛生 農 業水利及び土地改良 農業機械 農業経済 農村社会学 統計学及び情報処理
	生活経営	被服衛生及び被服管理 労働衛生 人間工学 栄養学 食品化学及び食品加工 生物化学 微生物学 食生活 住居生活及び住居環境 建築設計 農村計画 家庭経済 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学 及び情報処理

この場合において、必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験（以下「択一・記述試験」という。）とし、基礎選択項目は、(2)の表の基礎選択項目の欄に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。

また、専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・記述試験にあっては3項目を、論文試験にあっては1項目を選択するものとする。その際には、択一・記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択することができない。

(3) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）、都道府県立農業講習施設（短期大学において農業又は家政（生活を含む。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限が2年以上のものに限る。）又は財団法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業（大学院における修了を含む。以下同じ。）した者又は試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法による大学において生物、化学、機械、土木、建築、保健、法律、経済、経営、社会若しくは教育（以下「生物等」という。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者で、その修める課程に応じ、次の表の履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履修しているもの

課 程	履 修 科 目
生 物	生態学 分類学 生理学 形態学 遺伝学 微生物学 生物化学 有機化学 土壌学 統計学

化 学	物理化学 無機化学 有機化学 分析化学 生物化学 栄養化学 食品化学 微生物学 土壌学 統計学
機 械	機構学 材料力学 機械製図 応用数学 生物化学 計測工学 工業力学 電子工学 情報工学 統計学
土 木	水工学 測量学 土質工学 構造力学 水理学 土木材料学 土木施工法 環境工学 情報工学 統計学
建 築	環境工学 設計製図 建築設備 住居史 地域計画 都市計画 建築計画 農村計画 色彩学 統計学
保 健	労働衛生学 運動生理学 精神衛生 保健衛生 保健学 保健管理學 人類生態学 統計学
法 律	民法 商法 労働法 税法 農業法 環境法 経済政策 経済原論 経営学 統計学
経 済	経済原論 経済政策 金融論 会計学 経営学 農業経済学 地域経済論 統計学
経 営	経営学原論 会計学 簿記 マーケティング論 生産管理論 経済原論 経済政策 統計学
社 会	社会学原論 農村社会学 産業社会学 社会心理学 社会調査 家族社会学 地域社会論 統計学
教 育	教育原論 教育心理学 教科教育法 教育史 発達心理学 青年心理学

(3) 短期大学、都道府県立農業講習施設（(1)の農業講習施設を除く。以下同じ。）、都道府県立農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して設置したものに限る。以下同じ。）、財団法人農民教育協会鯉翔学園（普及専攻科を除く。）若しくは学校法人自由学園最高学部第二部において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示1360号）による研修課程を終了した者又は旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日まで、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者においては、1年。（4）において同じ。）以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業又は家政に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及指導

(4) 短期大学、都道府県立農業講習施設若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関において農業若しくは家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通

算した期間が2年以上に達するもの

(5) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

注1 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修学年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

2 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

5 受験願書の受付期間
平成5年7月1日（木）から同年8月20日（金）まで（郵送による場合は、平成5年8月20日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先
〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農業改良課（持参又は郵送による。）

7 受験願書の添付書類
ア 履歴書
イ 受験資格を有することを証明する書類
ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のも

ので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの。)

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,010円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないでと。

なお、県外に居住する者は、その額を現金書留で納付してもよい。いずれの場合においても、既に納付した手数料は還付しない。

9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部農業改良課及び各農業改良普及所において交付する。その交付を郵便により請求する場合は、62円切手をはった、おて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857—26—7273）に照会すること。